

【制度の必要性】

国立大学法人等においては、その教育研究の水準を維持するため、保有する施設設備の更新を定期的に行う資金を計画的に留保する必要がある。

また、国立大学法人等債を発行する法人においては、債権者保護のため、債務の返済に必要な資金を計画的に留保する必要がある。

【目的積立金について】

国立大学法人等では、すでに目的積立金の制度があり、文部科学大臣の承認を受けた額は、翌事業年度以降に繰り越すことができる。

【大学からのニーズ等】

- 目的積立金の承認申請については、財務大臣協議を経て文部科学大臣により承認されるまでの間、法人には不安感がある。
- 承認されるまでは大規模の施設設備の更新等が行えないなど、研究教育活動に空白期間が生じる。
- 現金収支の残額が損益上の利益を上回った部分の留保資金（目的積立金とならなかった額）は用途が定められていない。当該資金は施設設備の取替更新ではなく、新規のソフト事業等に使用することも可能であり、学内的にも資金の用途を明確にしておく必要性が生じている。

【基準案】

特定資産の会計処理

1. 事業に必要な施設設備の安定的かつ継続的な更新を図るため、減価償却引当特定資産を計上することができる。また、国立大学法人等債の返済に備えるため、国立大学法人等債償還引当特定資産を計上することができる。
2. 特定資産を財源として施設設備の更新又は国立大学法人等債の返済を行ったときは、特定資産を取り崩す。
3. 減価償却引当特定資産及び法人等債償還引当特定資産は、貸借対照表の投資その他の資産に計上する。

● 論点

- 会計基準に記載するか、注解や実務指針のみに記載するか。→「国立大学法人等固有の会計処理」の章に会計基準の1つとして記載すべきと考えられるのではないか。

【注解案】

特定資産の会計処理について

国立大学法人等においては、その教育研究の水準を維持するため、保有する施設設備の更新を定期的に行う資金を計画的に留保する必要がある。また、国立大学法人等債を発行する法人においては、債権者保護のため、債務の返済に必要な資金を計画的に留保する必要がある。

国立大学法人等では、「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けた額」（承認前にあつては「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けようとする額」）は目的積立金として翌事業年度以降に繰り越すことができる。

特定資産とは、目的積立金とは別に、施設設備の更新又は国立大学法人等債の返済を目的として計画的に資金を留保するための制度であり、国立大学法人等の判断で計上することができるものである。

● 論点

- 注解には特定資産の趣旨や前提等を説明すれば足りるのではないか。

預金（資産）の特定化 ケース1（利益<目的積立金（対象額）の場合）

現状の取扱い

○損益計算書

収益	2,000
人件費	△1,000
経費	△ 700
減価償却費	△ 200
利益	A 100

○現金ベース

収入	2,000
人件費	△1,000
経費	△ 700
現金の増加	300

○目的積立金の計算

収入	2,000
支出	△1,700
収入-支出	B 300

○貸借対照表（抜粋）

現金預金	300
------	-----

利益のうち、現金の裏付けのある金額を目的積立金とする
 ※ AとBの小さい方が目的積立金 **=100**
 ※従来から、現金の方が多い場合には翌年度以降に使用することも可

300のうち、利益との差額200は減価償却費見合い（=取替更新用の資金）

減価償却相当額の200について「減価償却引当特定資産」として明示する

制度導入後

○損益計算書

収益	2,000
人件費	△1,000
経費	△ 700
減価償却費	△ 200
利益	A 100

○現金ベース

収入	2,000
人件費	△1,000
経費	△ 700
現金の増加	300

○目的積立金の計算

収入	2,000
支出	△1,700
減価償却引当	
特定資産繰入	△ 200
収入-支出	B 100

○貸借対照表（抜粋）

現金預金	100
減価償却引当	
特定資産	200

※ AとBの小さい方が目的積立金 **=100**

5年後

取替更新時

○損益計算書

収益	2,000
人件費	△1,000
経費	△ 700
利益	A 300

○現金ベース

収入	2,000
人件費	△1,000
経費	△ 700
固定資産取得	△1,000
現金の増加	△ 700

○目的積立金の計算

収入	2,000
支出	△2,700
減価償却引当	
特定資産取崩	1,000
収入-支出	B 300

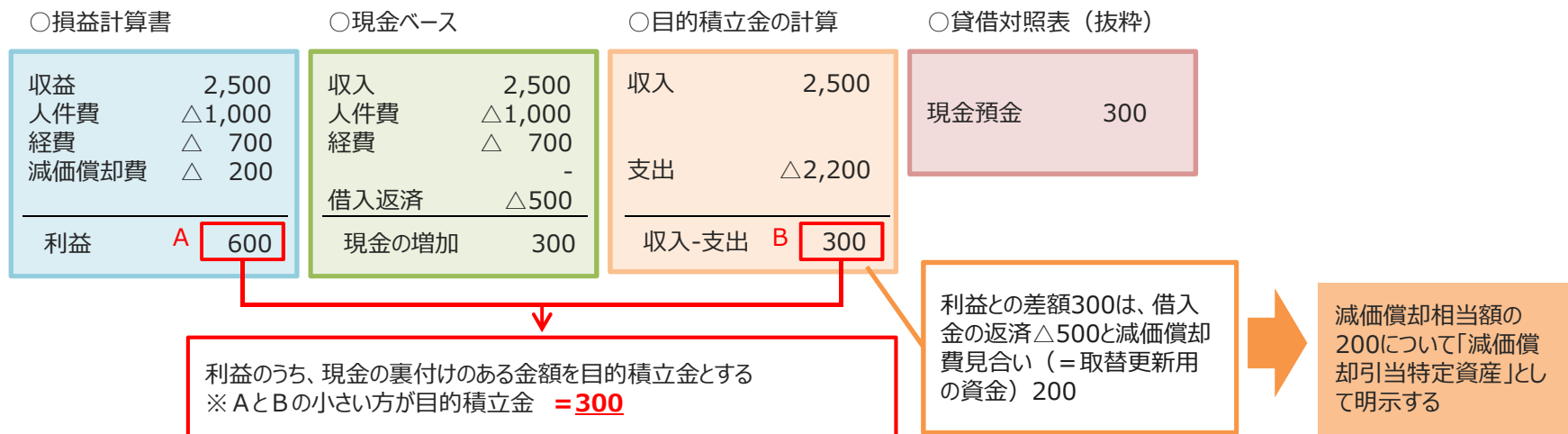
○貸借対照表（抜粋）

現金預金	300
減価償却引当	
特定資産	0

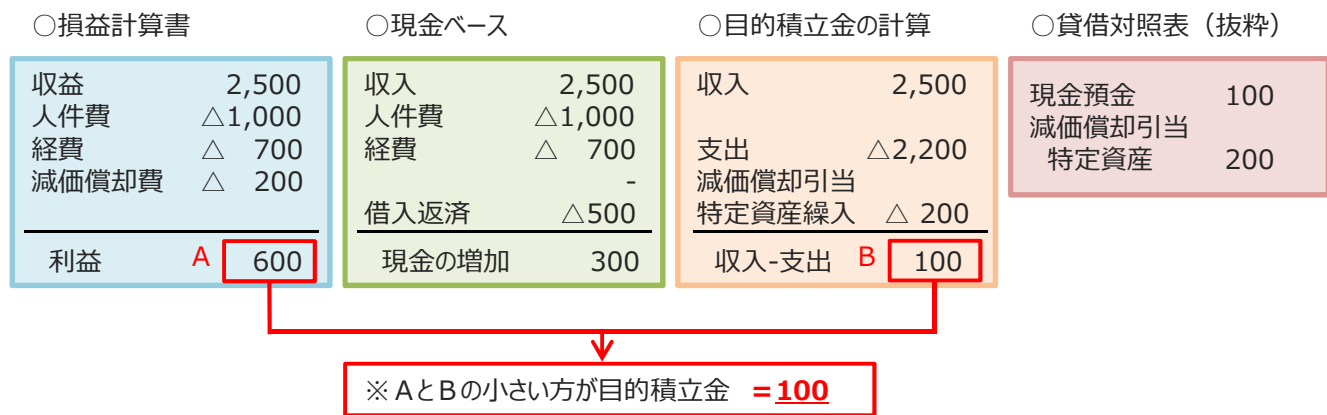
※ AとBの小さい方が目的積立金 **=300**

預金（資産）の特定化 ケース2（利益 > 目的積立金（対象額）の場合）

現状の取扱い



制度導入後



預金（資産）の特定化 ケース3（当期総損失の場合）

現状の取扱い

○損益計算書

収益	1,800
人件費	△1,000
経費	△ 700
減価償却費	△ 200
<hr/>	
利益	A △100

○現金ベース

収入	1,800
人件費	△1,000
経費	△ 700
<hr/>	
現金の増加	100

○目的積立金の計算

収入	1,800
支出	△1,700
<hr/>	
収入-支出	B 100

○貸借対照表（抜粋）

現金預金	100
------	-----

↓

利益が出ていないため、目的積立金 = 0
 ※従来から、当該現金100（B）は翌年度以降に使用することも可

損益上は赤字であるが、資金収支の残100は減価償却費見合いの一部であり、取替更新用の資金とすることができる

減価償却相当額の一部である100について「減価償却引当特定資産」として明示する

制度導入後

○損益計算書

収益	1,800
人件費	△1,000
経費	△ 700
減価償却費	△ 200
<hr/>	
利益	A △100

○現金ベース

収入	1,800
人件費	△1,000
経費	△ 700
<hr/>	
現金の増加	100

○目的積立金の計算

収入	1,800
支出	△1,700
法人債償還引当	
特定資産繰入	△100
<hr/>	
収入-支出	B 0

○貸借対照表（抜粋）

現金預金	0
法人債償還引当	
特定資産	100

↓

※ AとBの小さい方が目的積立金 = 0

Q1. 特定資産とは何か。

A1. 特定資産とは、法人が自らの意思に基づき、将来の特定の支出に備えるために積み立てられた預金等の資産をいう。

施設設備の更新に備えるために積み立てられた資産を減価償却引当特定資産といい、国立大学法人等債の償還に備えるために積み立てられた資産を国立大学法人等債償還引当特定資産という。

Q2. 各事業年度の繰入額に制限はあるのか。

A2. 各事業年度の現金収支の額(決算上の現金余剰金)を基礎として、任意の額を繰り入れることができる。なお、決算上の決算余剰金の計算については、文部科学省が別途様式を策定しており、当該様式に基づき計算することが求められる。

ただし、減価償却引当特定資産の繰入額は当該事業年度の減価償却費を超えることはできない。

Q3. 当期総損失を計上した事業年度において特定資産を繰り入れることができるか。

A3. 当期の損益の状況に関わらず繰り入れることができる。

Q4. 減価償却引当特定資産を財源に取得した固定資産は特定償却資産としようか。

A4. 特定償却資産の対象となる財源ではないため、減価償却引当特定資産を財源として取得した固定資産は基準第84の特定を受けることはできない。

●参考

- 利益処分の手続きを経ていない資金であり、一定の上限を基に任意の額を繰り入れるとしているが、学校法人と同様に、損益の状況に関わらず繰り入れることができることとする。

Q5. 特定資産に有価証券を含むことはできるのか

A5. 特定資産は特定の支出に備えるため計画的に資金を留保するための制度であり、有価証券が含まれていても差し支えない。また、現に保有している有価証券を新たに特定資産に振り替えて繰り入れることも可能である。

特定資産に含まれている有価証券については、他の有価証券と同様に附属明細書(5)有価証券の明細に記載し、当該明細の合計額から特定資産に充てている額を控除することで、貸借対照表上の流動資産又は投資その他の資産に計上されている有価証券の金額と附属明細書の金額を一致させる。

Q6. 特定資産を翌年度に取り崩す予定がある場合、流動資産に振り替える必要があるのか。

A6. 翌事業年度における特定資産を財源とした固定資産の購入額等は変動する可能性があることから、取崩しの見込み額を投資その他の資産から流動資産に振り替える必要はない。

●参考

- 学校法人と同様の処理としている。

Q7. 特定資産の残高に制限はあるのか。

A7. 減価償却引当特定資産の残高は有形固定資産および無形固定資産の減価償却累計額の合計額が上限となる。
また、国立大学法人等債償還引当特定資産の残高は国立大学法人等債（一年以内返済予定額を含む。）の未償還残高が上限となる。

Q8. 特定資産に資金を繰り入れる場合及び取り崩す場合のキャッシュ・フロー計算書上の取扱いはどうなるのか。

A8. 減価償却引当特定資産の繰入や取崩は固定資産への投資活動に関するものであることから、「減価償却引当特定資産の繰り入れによる支出」「減価償却引当特定資産の取り崩しによる収入」などの名称で、投資活動によるキャッシュ・フローの区分に計上する。

また、国立大学法人等債償還引当特定資産は債務の返済という財務活動に関するものであることから、「国立大学法人等債償還引当特定資産の繰り入れによる支出」「国立大学法人等債償還引当特定資産の取り崩しによる収入」などの名称で、財務活動によるキャッシュ・フローの区分に計上する。

Q9. 本制度はいつから適用されるのか

A9. 減価償却引当特定資産は令和4事業年度決算から、国立大学法人等債償還引当特定資産は令和3事業年度決算から適用する。

特定資産に関する附属明細書への影響1/2

- 特定資産の増減に関する情報を説明するため、特定資産の明細を新設する。
 - 特定資産に有価証券を含める場合、貸借対照表上の投資有価証券又は有価証券の額と、附属明細書(5)有価証券の明細の貸借対照表計上額が不一致となる。この問題を解消するため、有価証券の明細を変更する。
- ① 特定資産の明細の新設
- 特定資産の取崩し(当期減少額)は固定資産の取替更新、法人債の償還に限られていることから、特定資産の減少理由を摘要欄に記載するものとする。
 - (5)有価証券の明細 の次に挿入する。

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
減価償却引当特定資産					
国立大学法人等債償還引当特定資産					

(記載上の注意)

当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。

附属明細書の一覧(一部抜粋) (6) 特定資産の明細 : 追加した部分

...

(5) 有価証券の明細

(6) 特定資産の明細

(7) 出資金の明細

(8) 長期貸付金の明細

(9) 長期借入金の明細

...

●参考

- 既に保有する定期預金や有価証券を特定資産に振り替えた場合など、特定資産への繰入支出がキャッシュ・フロー計算書に現れないことがあり、増減明細の開示が必要であると考えられる。

特定資産に関する附属明細書への影響2/2

② 有価証券の明細の変更

- 有価証券のうち、特定資産に含まれている額を控除し、当該明細の「貸借対照表計上額」を貸借対照表の有価証券及び投資有価証券と一致するようにする。

(5)－1 流動資産として計上された有価証券

売買目的 有価証券	銘柄	取得総額	時価	貸借対照 表計上額	当期損益に含ま れた評価差額	摘要
	計					
満期保有 目的債券	種類及び 銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照 表計上額	当期損益に含ま れた評価差額	摘要
	計					
(控除)特定資 産に含まれて いる額						
貸借対照表 計上額						

 : 追加した部分

 : 貸借対照表と一致する

●参考

- 「個別の有価証券を特定資産に紐づける方法」と「有価証券全体の期末残高のうち、決算時に一部を特定資産と見なす方法」のいずれを採用するかは法人が任意に選択する。

(5)－2 投資その他の資産として計上された有価証券

満期保有 目的債券	種類及び 銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期損益に含ま れた評価差額	摘要	
	計						
その他 有価証券	種類及び 銘柄	取得価額	時価	貸借対照表 計上額	当期損益に含ま れた評価差額	その他有価証 券評価差額	摘要
	計						
(控除)特定資 産に含まれて いる額							
貸借対照表 計上額							